

資料1「大急御用」1

- ① 以手紙申入候、然^者口達書
- ② 忝通差越候間、被得其意
- ③ 宜取斗可被申候、已上
- ④ 口達
- ⑤ 鳥居甲斐様御預^二付、
- ⑥ 爰元御住居^二相成申候間、
- ⑦ 右一条下々者共猥^二輕々敷
- ⑧ 取沙汰無之様相慎可申旨、
- ⑨ 郷中之者共^江、急度相触

資料1「大急御用」2

- ① 置可被申事
- ② 岡織部
- ③ 十一月十九日
- ④ 野田幸右衛門殿
青木正兵衛殿
- ⑤ 別紙之通御用番岡
- ⑥ 織部殿^方被仰達候条、得
- ⑦ 其意、寺社末々迄も不洩様
- ⑧ 一統^江可相触候、以上

資料1「大急御用」3

- ① 十一月廿日 青木正兵衛
野田幸右衛門
- ② 大庄屋中
- ③ 御別紙御両通之通御達
- ④ 有之候間、此旨御承知、早々
- ⑤ 一統へ御申触可被成候、已上
- ⑥ 三好新八郎
- ⑦ 十一月廿五日

資料1「大急御用」4

- ① 下勝間村 笠岡村
上高野村 本大村
大野村 西之村
中之村
- ② 尚以早々順達、留^方返却
- ③ 可有之候、已上

資料2「鉄鉋ほか見分日変更について」1

- ① 鉄鉋 六ツ半時
- ② 九月十八日 廿二日 代り日 同 廿四日 廿六日

- ③ 乗馬 五ツ時
- ④ 同 廿一日 廿三日 廿八日 十月二日
- ⑤ 代り日 十月三日 六日 八日 十日
- ⑥ 小的 五ツ時
- ⑦ 十月十二日 代り日 同十四日 十六日
- ⑧ 大的 五ツ時
- ⑨ 同十八日 代り日 同廿一日 廿五日

資料2 「鉄匏ほか見分日変更について」2

- ① 別紙之通、見分日相更り申候間、左様御心得可在之候、
- ② 尤右之内^{二而} 乗馬見分^{二而} 罷出候得ハ、流義書付^{二而}
- ③ 御指出可在之候、罷出不申候得ハ、其段御名前下^江 御加
- ④ 筆御申出可在之候、以上
- ⑤ 九月廿九日 熊勢一右衛門
- ⑥ 中條秀二郎様
- 村尾五郎右衛門様
- 漆原元八郎様
- 徳田達蔵様 持病疝痛^{二而} 罷出不申候
- 香西嘉藤兵衛様
- 宮武清八様
- 漆原政左衛門様

資料3 「四国辺路道指南増補大成」1

- ① 七十五番善通寺^{せんつう}、五岳山^{ごがく}誕生院、此所屏風^{べうぶ}が
- ② 浦と云、則大師御誕生の地なり、五岳八峙^{そはた}つ峯
- ③ 五つあるによれり、善通^{せんつう}ハ大師の父^{ちち}の名^なのりを以て
- ④ 寺の名とし給へり、御誕生の地ハみゑい堂のうし
- ⑤ ろにあり、種々^{しゆく}大師の遺跡^{ゆいせき}あり、本尊薬師
- ⑥ 坐像、御長壺丈六尺、大師御作なり
- ⑦ 我すまハよもきへはてじせんつうじ
- ⑧ ふかきちかひの法のともしび
- ⑨ 是ろこんぞうじ迄廿町●こんひらへかくる時ハ爰^{こゝ}に

資料3 「四国辺路道指南増補大成」2

- ① 荷物おき行一里半●上よした村●下よした村
- ② 七十六番金倉寺^{こんそう}、鶏足山^{けいそく}宝幢院、又ハ道善
- ③ 寺とも云、此寺ハ智証大師誕生^{しじよう}の地なり
- ④ 智証大師ハ弘法大師の御おいなり、本尊薬師
- ⑤ 如来坐像、御長一尺八寸、智証の御作、三井寺
- ⑥ 以前のこんりうなり
- ⑦ まことにも 神仏僧をひらくれば
- ⑧ 真言加持^{しんごん}のふしぎなりけり
- ⑨ 是ろ道隆寺迄一里●かつら原村●かも村

資料3 「四国辺路道指南増補大成」3

- ① 七十七番道隆寺、桑田山明王院、本尊桑の
- ② 木の小像なりしを大師今の薬師立像二尺五
- ③ 寸の内へ作りおさめ給ふといへり
- ④ ねがひをハ 仏道隆に入はて、
- ⑤ ぼだいの月を見まくほしきに
- ⑥ 是る道場寺迄一里半、なかつ村、川有、しほや村
- ⑦ 丸亀城下、とき川を西ハ丸亀、ひがしハ高松領
- ⑧ 過て海辺、鵜足町
- ⑨ 七十八番道場寺、鵜足郡、郷照寺と云、本尊

資料3 「四国辺路道指南増補大成」4

- ① 阿弥陀坐像、御長一尺八寸、大師御作
- ② おどりはね 念仏申 たうちやうじ
- ③ ひやうしをそろへ かねを打なり
- ④ 是るしゆとく天皇迄一里半、うたつ町、さかゐ
- ⑤ で村、八十八の水、石仏の薬師大師の御作也、
- ⑥ 阿野郡北西庄村
- ⑦ 七十九番崇徳天皇、寺ハ妙成就寺金花山
- ⑧ 摩尼珠院と云、大師御開基、本堂十一面観
- ⑨ 音立像、御長二尺三寸也、崇徳天皇崩御あそ

資料3 「四国辺路道指南増補大成」5

- ① ばされし時金棺しバラくこゝにおき奉りしより

- ② 爰にも御廟を立といへり、別に鎮守あり
- ③ しやうらくの うき世の中を たづぬべし
- ④ 天皇さへも さすらへぞある
- ⑤ 是る国分寺迄一里半、あや川名所也、かも村、
- ⑥ あい坂、阿野郡国分町
- ⑦ 八十番国分寺、白牛山千手院と云、此寺聖武
- ⑧ 天皇の 詔、当国の国分寺紛なし、今の本尊
- ⑨ 千手観音立像、御長一丈六尺、大師の御作

資料3 「四国辺路道指南増補大成」6

- ① 国をわけ 野山をしのぎ 寺くに
- ② まいれる人を たすけましませ
- ③ 是るしろミね迄五十町、坂有、国分坂といふ、
- ④ 谷川あり、阿野郡南青海村
- ⑤ 八十一番白峰寺、綾松山洞林院と云、大師の
- ⑥ 開基也、補陀洛山より来る霊木を以て本尊
- ⑦ 千手観音を作る、智証大師の作、立像御長
- ⑧ 三尺三寸也、崇徳天皇を此山にほうむり奉
- ⑨ つる、御廟けつこうなり

資料3 「四国辺路道指南増補大成」7

- ① 霜さむく 露しろたへの 寺のうち
- ② ミなをとなふる のりのこゑく

- ③ 是るねごろじ迄五十町
- ④ 八十二番根来寺、青峰山千手院と云、此地大師
- ⑤ 開き給ひ千手観音立像、御長三尺八寸に作り
- ⑥ 給ふ、後智証大師も遊息し給ふとなり
- ⑦ 宵のまの たへふるしもの きへぬれば
- ⑧ あとこそかねの ごんぎやうのころ
- ⑨ 是る一の宮迄二里半、山口村、飯田村、川有、小山

資料3 「四国辺路道指南増補大成」8

- ① 村なりあい村、かゝハ郡一のミヤ村
- ② 八十三番一の宮、蓮花山大宝院と云、本尊聖観
- ③ 音立像、御長三尺五寸、大師御作也、宮八前に別に
- ④ 一構あり、田村大明神と号す、猿田彦の命と云
- ⑤ さぬき一のミヤのみまへにあふきゝて
- ⑥ 神のころを たれかしらゆふ
- ⑦ 是るやしま寺迄三里、但し仏生山へかくる時ハ
- ⑧ 一の宮を屋しまへ三里半、又高松城下へ行バー一の宮
- ⑨ より屋しまへ四里なり、かのつの村、大田村、ふせ

資料3 「四国辺路道指南増補大成」9

- ① いし村、まつなわ村、北村、ゑびす村、かすが村
- ② かた本村、是よりやしま寺へ十八町
- ③ 八十四番屋嶋寺、やまた郡、南面山千光院と云、

- ④ 此寺孝徳天皇天平宝字年中、大唐より来
- ⑤ 朝せる鎮真和上登臨してひらき給ふといへり、
- ⑥ 大師こゝにいたりて千手千眼大悲の像を刻て
- ⑦ 本尊とし千手院と号す
- ⑧ あづき弓 やしまの宮に まふでつゝ
- ⑨ いのりをかけて いさむものゝふ

資料3 「四国辺路道指南増補大成」10

- ① 是るやくり寺迄一里、東坂十町くたりて佐藤次
- ② 信墓あり、洲崎の堂、観音大師御作、瓜生山
- ③ とて源氏の本陣所あり、惣じてこゝを
- ④ むれ村と云
- ⑤ 八十五番八栗寺、三木郡、五剣山千手院といふ、
- ⑥ 此山嶮岨の峯也、大師求聞持を修行し給ふ
- ⑦ 時、利剣五柄空よりくだる、故に五剣山といひ、
- ⑧ 大師入唐の前試にやき栗八牧うへ給ひしに
- ⑨ 生長せしにより八栗寺と云、本尊正観音、御

資料3 「四国辺路道指南増補大成」11

- ① 長五尺、大師の御作、社八蔵王権現
- ② ぼんのふを 胸の智火にて やくりをバ
- ③ しゆぎやうじやならで たれかしるべし
- ④ 是る志度寺迄一里、たい村、大町村、志ど村

- ⑤ 八十六番志度寺、補陀洛山清淨光院閻魔
- ⑥ 王の草創願主園小尼ハ文殊菩薩の化身也、
- ⑦ 推古天皇勅願寺となされ、藤原房前
- ⑧ 公行基菩薩とともに復立し給ふ、本尊
- ⑨ 十一面立像、御長五尺二分、観音御自作

資料3 「四国辺路道指南増補大成」12

- ① いさゝらハこよひハこゝにしとのてら
- ② いのりのこゑをみゝにふれつゝ
- ③ 是る長尾寺迄一里●なかゆく村●ミヤにし村
- ④ 八十七番長尾寺、さむ川郡、補陀洛山観音
- ⑤ 院、此寺聖徳太子開基と云、大師後に紹隆し
- ⑥ 立像御長三尺二寸の聖観音を作りおき給ふ
- ⑦ あしびきの 山鳥の尾の なかおでら
- ⑧ 秋のよすがら 弥陀をとなへよ
- ⑨ 是る大くぼ寺迄四里●まへ山●かく村●こゝに大

資料3 「四国辺路道指南増補大成」13

- ① 師御修法の所あり
- ② 八十八番大窪寺、医王山遍照院、此寺開基
- ③ 行基菩薩といへり、後に大師復起し給ひ本
- ④ 尊薬師坐像三尺に作り給ひ医王山と云
- ⑤ ○奥院ハ本堂より十八町のぼる岩窟、本尊

- ⑥ 阿弥陀観音大師、こゝにて求聞持修行あ
- ⑦ そバされしとなり 以上、讃州分
- ⑧ 南無薬師しよひやうなかれと願つゝ
- ⑨ まいれる人ハあふくぼのてら

資料3 「四国辺路道指南増補大成」14

- ① 白鳥宮へさんけいの人ハ爰にて問ふて
- ② 行へし、道筋拝見所もあり
- ③ ○是る阿州きりはた寺迄五里●なかの村、
- ④ 是迄一里、讃岐分●いぬかけ村、是より阿州分
- ⑤ いぬのはか村●ひかいたに村、番所あり切手あ
- ⑥ らたむ●大くぼ寺よりは迄山路谷川あ
- ⑦ またあり●是るきりはた寺迄一里

- ⑧ 願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道

資料4 「万之助様、若殿様・頼聰公と称すること」1

- ① 万之助様御義、御養子御願相済候間、向後
- ② 若殿様と可奉 称候、
- ③ 若殿様御諱
- ④ 頼聰公と奉 唱候
- ⑤ 右之文字、名并名乗、法名^二附ケ候義無用

- ⑥ 可仕候、尤文字替候ハ、唱同様^二候共不苦候、
- ⑦ 右之通、年寄中被仰候間、被得其意、組中、
- ⑧ 与力中支配并手代、足輕等^二到迄、支配之
- ⑨ 方々可被仰渡候、尤御同役、御同列中へも、夫々

資料4 「万之助様、若殿様・頼聰公と称すること」2

- ① 可被仰通候、以上
- ② 七月六日 横目中
- ③ 別紙之趣、左様御心得可有之候、以上
- ④ 七月七日 河合七郎作
- ⑤ 村尾五郎左衛門様
中條秀次郎様
徳田達蔵様
香西加藤兵衛様
平尾弥四郎様
宮武清八様
漆原政右衛門様
上田沢右衛門様

資料5 「若殿様御名、宮内太輔と改めのこと」1

- ① 若殿様御義、從四位侍從と為任、
- ② 御名

- ③ 宮内大輔様と御改被遊候、
- ④ 若殿様御義
- ⑤ 宮内大輔様と御名御改被遊候^二付、宮と申文字^者
- ⑥ 勿論文字替候^而も、くないと唱候文字名付候義、無用
- ⑦ 可仕候、尤何太夫と名之下^二付候義ハ不苦候
- ⑧ 右之通、年寄中被仰候間、得其意、組中、与力中

資料5 「若殿様御名、宮内太輔と改めのこと」2

- ① 支配并手代、足輕等^二至迄、支配之方々可被仰渡候、
- ② 尤御同役、御同例中^江も夫々可被仰通候、以上
- ③ 十一月廿八日 横目中

資料6 「大々急御用」1

- ① 從江戸飛脚到来
- ② 若殿様御病氣被成御座候
- ③ 処、不被為叶御養生、去ル十九日
- ④ 辰ノ上刻、被成御遠行候、依之
- ⑤ 殿様御定式之御忌服
- ⑥ 被為受候段、旁御届被

資料6 「大々急御用」2

- ① 仰上候旨多賀越中方々

- ② 申来、奉絶言語候、右^二付
- ③ 鳴物停止物静被仰付候
- ④ 間、尚更火の元等入念諸
- ⑤ 事相慎可申旨在中江
- ⑥ 可被相触候、以上
- ⑦ 岡織部
- ⑧ 七月廿九日

資料6 「大々急御用」3

- ① 野田幸右衛門殿
青木正兵衛殿
- ② 覚
- ③ 一、門々戸打可申事
- ④ 一、獵漁差留
- ⑤ 一、魚売買一切
- ⑥ 一、精進物売声高停止
- ⑦ 一、諸職人槌留
- ⑧ 一、大庄屋始庄屋役人并

資料6 「大々急御用」4

- ① 御会釈之者共、月代相扣
- ② 慎可申事
- ③ 右之通、夫々被仰付候間

- ④ 追々差免候迄相慎、猶更
- ⑤ 火之元入念昼夜火の廻り
- ⑥ 等村役人共始、可令気配
- ⑦ 旨、可被申付置事
- ⑧ 七月廿九日

資料6 「大々急御用」5

- ① 覚
- ② 一、諸寺社寺役并願済^二而勤
- ③ 掛居候説法談等、都^而
- ④ 相止可申候、尤其余勤経
- ⑤ 等之儀者穩便^二執行
- ⑥ 有之様可被相心得候事
- ⑦ 七月廿九日
- ⑧ 別紙之通御用番岡
- ⑨ 織部殿々被仰達候条

資料6 「大々急御用」6

- ① 得其意、寺社末々迄も
- ② 不洩様一統^江可被相触候、
- ③ 以上
- ④ 七月晦日 青木正兵衛
野田幸右衛門

⑤ 大庄屋中

⑥ 右之通

⑦ 若殿様御儀、被為在

⑧ 御遠行候段、御別紙之通

資料6 「大々急御用」7

① 御達到来、依之貴様方

② 始御目見有之出来り之面々

③ 寺社方一兩日之内為伺

④ 御機嫌、追々罷出候様

⑤ 尚勤方之儀拙宅_江立寄

⑥ 承り罷出候様、旁御承知

⑦ 寺社方末々迄一統触示

⑧ 方不洩様早々宜御取斗

⑨ 可在之候、以上

資料6 「大々急御用」8

① 三好新八郎

② 八月朔日

③ 下勝間村 笠岡村

上高野村 本大村

大野村 西之村

中之村

④ 尚以大急御用、刻付早々順達

⑤ 留る返却可有之候、已上

(貼紙)

中ノ村江申入候、勇方江別段御達

写を以早々御申達可被成候

資料7 「大々急御用」1

① 覚

② 一、門々戸打明候事

③ 一、漁_二出候事

④ 但御当地_{二而}売申間敷事

⑤ 一、諸職人槌留

⑥ 但居職差免、尤声ヲ懸候

⑦ 義_者無用之事

資料7 「大々急御用」2

① 一、精進物穩便_二売可申事

② 一、魚店棚明候事

③ 但魚売買無用之事

④ 一、大庄屋初庄屋役人共并

⑤ 御会釈之者、月代御免之事

⑥ 右之ヶ條、夫々今二日限_{二而}

⑦ 御免被仰付候間、可被申付候事

⑧ 八月二日

⑨ 別紙之通御用番本庄

⑩ 左近殿方被仰達候条、得其

資料7 「大々急御用」3

① 意寺社末々迄も不洩様一統江

② 可被相触候、以上

③ 八月二日 青木正兵衛

野田幸右衛門

④ 大庄屋中

⑤ 御別紙御両通之通御達

⑥ 御座候間、御承知之上一統江

⑦ 不洩様早々御申触可在之候、

⑧ 已上

⑨ 三好新八郎

資料7 「大々急御用」4

① 八月三日

昼九ツ半時認メ

② 下勝間村 笠岡村

上高野村 本大村

大野村 西之村

中之村

③ 尚々刻付を以早々順達

④ 留方返却可在之候、以上

資料8 「寒川郡村々窄人者由緒書帳」1

① 一、私先祖大河原助四郎

② 右者 將軍義種公御時代、於河内国寛弘寺と申所所領仕

③ 罷在候、永正十七年五月晦日、將軍方之折紙壹通、外二四通所持

④ 仕罷在候、尤御感状も所持居申候処、先御代生駒家方御

⑤ 穿鑿二付指上申所、御判見事成間、得と御覽被成由二而御返

⑥ 不被下候所、其節早速御落居二付行衛相知レ不申候由、其

⑦ 旨先祖方書記御座候

資料8 「寒川郡村々窄人者由緒書帳」2

① 大河原助四郎悱

大河原肥後

② 右者 同所二所領罷在候、其頃兵乱二而窄々仕、其後三好家

③ 之幕下屬シ、阿州江罷越居申候所、三好家も土佐乱二而

④ 落居仕、夫方御国江罷越寒川郡鴨部下庄村住居仕候

⑤ 大河原肥後悱

一、大河原次兵衛

⑥ 右者 親肥後方折紙等讓請窄人二而同村二罷在候

資料8 「寒川郡村々罕人者由緒書帳」3

① 大河原次兵衛忒

一、大河原惣兵衛

② 右者

③ 龍雲院様御代、寛文年中、自分之物入^二而開地仕、新

④ 開高九拾石、古田^二而高拾石、都合百石被^二下置、郷大番組^二

⑤ 被為仰付候

⑥ 大河原惣兵衛嫡子

一、大河原甚十郎

⑦ 右者親家督無相違被下置、其後

資料8 「寒川郡村々罕人者由緒書帳」4

① 源節様御代御代官役被為仰付知行高御蔵米御引直

② 被下置候、香川郡役所相勤罷在候所、鵜足郡炭所村役所

③ 平八百姓と出入申候^二付、右之公事^{（噺か）}不調法之由^二而両御郡

④ 奉行支配之御代官右三人末年罕人被仰付候、四人之

⑤ 中まも^{（烈か）}例座^二而承候^二付、三ヶ年以後酉二月四日

⑥ 高林院様御代、居所無御構、知行被召上三人扶持被下置

⑦ 寒川郡鴨部中筋村引込住居仕居申候、然所御勘略^二付

⑧ 子年々右之扶持も被^二召上候

資料8 「寒川郡村々罕人者由緒書帳」5

① 寒川郡鴨部中筋村罕人
② 文政十亥年三月 大河原甚十郎判

③ 由緒書

④ 一、祖父 白井所左衛門

⑤ 右者

⑥ 源節様御代、御書院番頭御勤罷在候

資料8 「寒川郡村々罕人者由緒書帳」6

① 一、嫡子 白井清左衛門

② 右者私父清左衛門義病身^二而親家督相続難仕、奉願弟

③ 惣兵衛^江相続被^二仰付、宝永二酉年、寒川郡長尾

④ 西村^江引越罷在候

⑤ 一、嫡子 白井磯吉

⑥ 右者同郡同村^二住居仕居申候

⑦ 一、嫡子 白井清左衛門

⑧ 右之通清左衛門已来今以長尾西村^二住居仕罷在候

資料8 「寒川郡村々罕人者由緒書帳」7

① 尤私義、磯吉嫡子^二而御座候、以上

② 寒川郡長尾西村罕人

③ 文政十亥年三月 白井清左衛門判